平成 27 年度新潟県計画に関する 事後評価 (令和元年度事業実施分)

令和 2 年 1 0 月 新潟県

3. 計画に基づき実施する事業の事後評価

「事業区分1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は

設備の整備に関する事業

事業区分2:居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4:医療従事者の確保に関する事業

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	[No. 4]	【総事業費】	
	在宅医療基盤整備事業	219, 780 千円	
事業の対象となる区域	全県		
事業の実施主体	新潟県医師会、郡市医師会、新潟県歯科医師会、新潟県看護		
	協会、新潟県薬剤師会、公益社団法人新潟県栄養士会		
事業の期間	平成27年4月1日~令和2年3月31日		
	□継続 / ☑終了		
 背景にある医療・介護ニ	・地域の実情に応じた医療提供体制を構築していくことが求し		
ーズ	められており、今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、		
	適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかか		
	る提供体制の強化が必要。		
	・要介護者は歯・口腔に多くの問題を抱えて	- ているにも関わら	
	ず、住民や多職種からの相談窓口が整備されていない。また、		
	在宅歯科診療を実施する歯科診療所は約3割と少ない。高齢		
	 者人口の増加により、今後在宅歯科医療サ-	ービスのニーズは	
	増加が見込まれることから、適切なサービス提供体制を整備		
	することが必要である。		
	・食や栄養に関する問題を抱えた高齢者の均	曽加が想定されて	
	いることから、訪問栄養指導の取組や体制を	を充実させる必要	
	がある。		
	アウトカム指標:		
	・訪問診療を実施する診療所数		
	【現状:27.3% (H26 年度) → 目標:40)%程度】	
	・訪問薬剤指導を実施する薬局数		
	【現状:993 (H27 年度) → 目標:増加:	させる	
	・肺炎患者割合の減少(1 日の 75 歳以上推詞	計患者)	

【現状:1.68% (H26 年度) →目標:1.51% (H34 年度)】

- ・低栄養傾向(BMI20 以下)の高齢者(65 歳以上)の割合の減少【現状:19.0%(H27 年度)→目標:16%(H34 年度)】
- ・訪問看護を実施する事業者数

【現状:246 (H26 年度) → 目標:増加させる】

事業の内容(当初計画)

1 在宅医療推進センター整備事業

地域における在宅医療の組織的な対応に向け、県医師会 及び郡市医師会内に在宅医療推進センターを設置するため の検討及び設置に向けた補助を行う。

2 在宅医療連携支援事業

地域における在宅医療の連携拠点の整備や、医療機関の相互連携、在宅医療と介護との連携体制構築に向けた各種調査・分析・検討を行う。

3 在宅歯科医療連携室整備事業

在宅要介護者等に歯科医療や口腔ケアが迅速かつ円滑に 提供されるよう、県歯科医師会及び郡市歯科医師会単位で 「在宅歯科医療連携室」を設置するとともに、在宅歯科医 療連携を円滑に推進するための協議会を行う。

4 在宅歯科医療支援事業

地域の在宅歯科医療提供体制を整備し、安全かつ効果的な在宅歯科医療を推進するため、地域で中心的な役割を担う歯科医師・歯科衛生士や高度医療を担う摂食・嚥下治療登録医を養成するための研修や歯科衛生士・歯科技工士の安定的な確保を図るための復職支援研修等を行う。

また、地域における医科歯科連携の体制整備を促進するためのモデル事業等を行う。

5 訪問看護推進事業

訪問看護の充実を図るため、実態調査を実施し、訪問看護師の最新医療に対する知識・医療技術の取得及び病院看護師の在宅医療に関する知識・医療技術を習得するため、研修会を開催する。

6 在宅医療(薬剤)推進事業

在宅医療(薬剤)の充実を図るため、無菌性の高い製剤等の供給体制や訪問薬剤管理指導に取り組む人材の育成、 在宅医療(薬剤)推進に向け整えるべき環境等についての 検討を行う。

7 在宅医療(薬剤)環境整備事業

在宅医療(薬剤)を推進するため、無菌調剤体制構築、

	医房間核术。
	医療関係者への情報提供等、在宅医療推進に向けた環境整
	備への補助を行う。
	8 在宅医療(薬剤)人材育成事業
	在宅医療(薬剤)を推進するため、在宅医療に取り組む
	薬剤師の人材育成への補助を行う。
	9 在宅医療(栄養)推進事業
	訪問栄養食事指導の定着のため、多職種に対して制度を
	周知し、取組の評価及び症例の検討を行う。また、訪問栄
	養食事指導に従事する人材育成として、管理栄養士を対象
	に講習会等を開催する。
アウトプット指標(当初	・在宅医療推進センター設置数
の目標値)	【現状:0か所(H26年度) → 目標:17か所】
	・訪問薬剤指導を実施する薬局の増加数【増加させる】
	・訪問歯科診療を実施する診療所の割合
	【現状:30.4% (H24年度) → 目標:40.0% (H34年度)】
	・訪問栄養指導を実施する事業所数
	【現状:13(H24 年度) →目標:増加させる】
	・訪問看護実態調査の実施
	・訪問看護従事者研修会の受講者数(実践編 50 人、管理編 25
	人)
アウトプット指標(達成	・在宅医療推進センター設置数:6か所(H27年度)
值)	・訪問薬剤指導を実施する薬局の増加数【9薬局(H27年度)】
	・訪問歯科診療を実施する歯科診療所の割合:30.4%(H24 年
	度)
	・訪問栄養指導を実施する事業所数: 54 (R 元年度)
	実態調査(1回)
	・訪問看護従事者研修会(実践編 53 人、管理編 31 人)
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:観察できた →
	指標:訪問診療を実施する診療所数
	現状(H26 年度): 27.3%→ H27 年度:38.3%に増加
	訪問薬剤指導を実施する薬局の増加数
	9薬局増加(H27年度)
	1 在宅医療推進センター整備事業
	(1) 事業の有効性
	本事業(検討事業)の実施により、在宅医療推進セン
	ター設置に向け、県医師会・各郡市医師会をコーディネー
	ト役として多職種間でその必要性が共有されるとともに、
	センターの具体的な役割や人員体制などについて整理す

ることができた。

(2) 事業の効率性

県医師会への委託による事業実施により、全ての郡市 医師会単位の地域で、関係団体参加のもと、効率的に在 宅医療推進に向けた方策の議論が行われ、今後のセンタ 一設置・運営の詳細企画に資する共通認識が図られた。

2 在宅医療連携支援事業

(1) 事業の有効性

本事業(検討事業)の実施により、地域における ICT を活用した診療情報の共有化に向け、県医師会・郡市医師会をコーディネート役として多職種間でその必要性が共有されるとともに、各地域の実情を踏まえた情報共有システムのイメージについて整理が進んでいる。

(2) 事業の効率性

県医師会への委託による事業実施により、全ての郡市 医師会単位の地域で、関係団体参加のもと、効率的に診 療情報の共有化に向けた議論が行われ、今後の詳細企画 に資する共通認識が図られた。

3 在宅歯科医療連携室整備事業

(1) 事業の有効性

本事業の実施により、県内各地(県歯科医師会及び7 郡市歯科医師会)に窓口機能を担う連携室が設置され、 病院、介護関係者等との認識の共有が図られ、円滑な多 職種連携が促進された。

また、各地の連携室において、合計 2,644 件の相談があり、その後の訪問診療や研修実施につながった。

(2) 事業の効率性

先駆モデルとして平成 22 年度から、「在宅歯科医療連携室」を 2 地域に設置しており、介護等との連携相談対応件数が設置前の 9 倍以上増加する等一定の成果が得られている。

その成果を他の連携室に情報発信できたことにより、連携室の運営及び周知等が効率的に行われた。

4 在宅歯科医療支援事業

(1) 事業の有効性

本事業の実施により、各地域で在宅歯科医療等に積極的に取り組む歯科医師等を養成する体制が整備され、在宅歯科医療の拡充、推進につながっていると考える。

また、離職した潜在歯科衛生士及び歯科技工士に対し、 研修しやすい環境を提供することにより、有用な人材を 広く発掘することが可能となる。

(2) 事業の効率性

養成した歯科医師等が、多職種と連携しながら地域の リーダーとして取り組むことで、顔の見える連携ができ、 地域の実情に応じたスムーズな医科歯科連携が促進でき ると考える。

また、離職した潜在歯科衛生士等へ在宅歯科医療に関する研修や情報提供することにより、人材確保が促進されると考える。

5 訪問看護推進事業

(1) 事業の有効性

本事業の実施により、在宅医療を推進する上で不可欠となる訪問看護に従事する者の確保、資質の向上に必要な対策の検討、研修会の開催、実態調査等を行うことで、訪問看護の推進が図られたと考えられる。

(2) 事業の効率性

訪問看護に従事する者の確保、資質向上のために実態 調査、対策の検討、事業実施を体系的に行っており、よ り効果的・効率的に質の高い訪問看護の実施が可能にな ると考える。

6 在宅医療(薬剤)推進事業

(1) 事業の有効性

本事業(検討事業)の実施により、在宅医療関係者(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援相談員等)による検討の下、在宅医療(薬剤)の充実を図る上での現状・課題が多面的、総合的に明らかになり、今後の在宅医療(薬剤)の充実に向けた取組が整理された。

(2) 事業の効率性

県薬剤師会への委託による事業実施により、検討は、 テーマごとに部会を設けて進められた。部会での検討に 当たっては、地域薬剤師会が主体的に関わるなど、効率 的に関係団体参加の下で議論が行われ、在宅医療(薬剤) の充実に向けた詳細企画に資する共通認識が図られた。

7 在宅医療(薬剤)環境整備事業

(1) 事業の有効性

在宅医療において必要となる高い無菌性が求められる

薬剤を身近な薬局で調剤できるようにするため、無菌調剤室の整備、共同利用のために必要な体制の整備に向けた検討が行われ、無菌調剤室の共同利用に向けた環境が整いつつある。

(2) 事業の効率性

事業は、県薬剤師会、地域薬剤師会が実施しており、 薬剤師の理解・協力が得られ、効率的に実施された。

特に無菌調剤室は、地域薬剤師会が設置する薬局に整備することから、無菌調剤室の共同利用体制構築に当たり、地域の医療関係者の理解・協力を得ながら効率的に進められることが見込まれる。

8 在宅医療(薬剤)人材育成事業

(1) 事業の有効性

新潟県全体において、在宅医療での薬剤師の役割の再認識、資質・能力の向上が図られはじめた。また、他職種の業務を踏まえたスキルアップのための研修カリキュラムが検討され、薬剤師の在宅医療への積極的な関わりが推進されはじめたところである。

(2) 事業の効率性

研修実施に当たっては、地域薬剤師会も積極的に関わり、多くの薬剤師の参加へとつながった。スキルアップ研修のカリキュラム検討に当たっては、他職種の在宅医療現場への視察を踏まえ、課題を整理し効率的な検討が実施できた。

9 在宅医療(栄養)推進事業

(1) 事業の有効性

本事業の実施により、病院や患者に対する制度の周知 及び活用が図られ、在宅栄養ケアの知識を持った管理栄 養士も増加するなど、療養者支援が促進されたと考える。

(2) 事業の効率性

県栄養士会は、県内唯一の栄養士・管理栄養士の職能 団体であることから、委託による事業実施により、在宅 栄養ケアに関わる他団体及び会員が所属する各職域(病 院、福祉施設、市町村、地域活動等)に対する窓口が一 元化でき、県内で統一した体制の構築や指導の標準化及 び、栄養士会所属会員等を通じて、潜在的に存在する有 資格者への働き掛けなどが効率的に行われた。

その他	なお、当年度の事業費は 5,544 千円となっており、訪問
	指導実施事業者数から費用対効果があったと言えるか、評
	価は難しいが、在宅療養者への栄養指導は本人の摂食や栄
	養摂取といった生命維持につながる重要なものであり、翌
	年度以降伸びていることを踏まえると、一定の事業効果は
	見られたのではないかと考えられる。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	[NO. 8]	【総事業費】	
	地域医療支援センター運営事業	238,779 千円	
事業の対象となる区域	全県		
事業の実施主体	新潟県、新潟大学、病院等		
事業の期間	平成27年4月1日~令和6年3月31日		
	☑継続 / □終了		
背景にある医療・介護ニ	平成 26 年度末現在における本県の人口 10 万当たり医師数は、		
ーズ	200.9 人で、全国平均(244.9 人)と比較し 44 人少ない全国第		
	43 位となっており、全国との格差も拡大傾向にある。		
	アウトカム指標:人口10万人当たり医師数		
	【現状:205.5 (H28年) → 目標:222.0 ((令和6年)】	
事業の内容(当初計画)	1 地域医療支援センター運営事業		
	地域医療に従事する医師のキャリア形成		
	院の医師招へいの支援等により、地域医療	を担う医師の養成・	
	招へいを図る。	> -Leville > -Leville > -e >	
	また、県医師会の勤務医ショートサポー		
	ともに、医療機関の医師事務作業補助者の設置等を支援する。		
	2 医師・看護職員確保対策課職員給与費(一部)		
	地域医療に従事する医師のキャリア形成支援や医師不足病		
	院の医師招へいの支援等により、地域医療を担う医師の養成・		
	招へいを図る。 2. 医師美は核学多会学に東巻		
	3 医師養成修学資金貸与事業 卒業後、新潟県内の医療機関に勤務す。	ス辛士のなる医学出	
	本来後、新偽県内の医療機関に勤務り に対し修学資金を貸与し、地域医療に従	-,	
	に対し修子真並を負子し、地域医療に使っ る。	事り 3 区間で食成り	
	~ ^{◇ 。} 4 臨床研修医奨学金貸与事業		
	4 端床切修医奨子並貝子事業 医学生の県内定着を図るため、県内で臨床研修を実施する		
	医子生の原内に有を図るため、原内で臨床研修を美施する 研修医に奨学金を貸与する。		
	5 特定診療科奨学金貸与事業		
	産科又は精神科を志す臨床研修医で、臨床研修後、産科医又		
	は精神科医として県内の医療機関で勤務する者に対し、奨学金		
	を貸与する。		
	6 特定診療科医師確保民間医師紹介業支援事業		
	県外から産科及び精神科の医師招へいを図るため、民間医		
	師紹介業者の活動を支援する。		
	7 県外医師誘致強化促進事業		

医療機関が紹介業者を活用して県外から医師を招へいした 場合、紹介手数料を県が補助する。 また、医療機関が県外から医師を招へいした場合、当該医師 の勤務環境の改善と研究活動の充実のための支援をし、県外医 師招へいの実績拡大を図る。 ・医師養成修学資金貸与事業の H27 新規貸与者【目標:21 名】 アウトプット指標(当初 の目標値) ・医師養成修学資金貸与事業の H26 継続貸与者【目標:20 名】 ・臨床研修医奨学金貸与事業の H27 新規貸与者【目標:10 名】 ・臨床研修医奨学金貸与事業の H26 継続貸与者【目標: 9名】 ・特定診療科奨学金貸与事業の H27 新規貸与者【目標:産科 3名、精神科3名】 ・県外から産科又は精神科の医師を招へい【目標:12名】 ・その他県外からの医師の招へい【目標:15名】 アウトプット指標(達成 ・医師養成修学資金貸与事業の H27 新規貸与者: H27 年度 26 名 値) ・医師養成修学資金貸与事業の H26 継続貸与者: H27 年度 19 名 ・臨床研修医奨学金貸与事業の H27 新規貸与者:H27 年度8名 ・臨床研修医奨学金貸与事業の H26 継続貸与者:H27 年度 9 名 ・特定診療科奨学金貸与事業の H27 新規貸与者: H27 年度 産科 1名、精神科0名 ・ 県外から産科又は精神科の医師を招へい: H27 年度1名 その他県外からの医師の招へい: H27 年度7名 事業の有効性・効率性 事業終了後1年以内のアウトカム指標 指標:人口10万人当たり医師数は210.5(平成30年度)となった。2年 毎の調査であるため、平成30年度値が最新値。 地域医療支援センター運営事業 (1) 事業の有効性 本県においても、今後、地域枠医学生の卒業が本格化し てくるが、地域枠医学生等の卒業後の地域医療機関での勤 務に向け、卒後配置等の制度運用を整理するとともに、平 成27年度から、配置のための具体的な作業に取り組んでい る。また、毎年、地域枠医学生等を対象とした地域医療実 習を実施し、県内各地の地域医療の現状などへの理解を深 めることができたと考えている。 (2) 事業の効率性 地域医療支援センターを核とし、新潟大学等関係機関と 連携体制を構築することにより、地域医療を担う志を持っ た医学生・医師に対するキャリア形成支援を効率的に実施

することができた。

2 医師·看護職員確保対策課職員給与費(一部)

(1) 事業の有効性

地域医療支援センターの運営にあたり、当課に専任医師 1名、専従職員2名(正規1、非常勤1)を配置。地域医療支援センター運営事業及び関係事業の安定的かつ継続的な事業実施体制を整えた。

(2) 事業の効率性

地域医療介護総合確保基金事業への移行後も事業実施体制を縮小することなく、効率的な執行ができたと考える。

3 医師養成修学資金貸与事業

(1) 事業の有効性

地域医療に従事する医師を養成するため、卒業後、新潟 県内の医療機関に勤務しようとする県外医学生等に対し、 修学資金を貸与した。

(2) 事業の効率性

本事業は、将来新潟県内で勤務する医師のある医学生に対して修学資金を貸与する事業あり、効果的・効率的に地域医療に従事する医師を養成することができるものと考える。

4 臨床研修医奨学金貸与事業

(1) 事業の有効性

県外医学生のU・Iターン及び新潟大学医学部出身者の 県内定着を図るため、県内で臨床研修を実施する研修医に 奨学金を貸与した。

(2) 事業の効率性

本事業は、県内で初期臨床研修を受け、研修修了後引き 続き県内で勤務する意志のある者に奨学金を貸与する事業 であり、効果的・効率的に県内に定着する医師を確保する ことができるものと考える。

5 特定診療科奨学金貸与事業

(1) 事業の有効性

産科及び精神科の医師確保を図るため、産科を志す臨床 研修医に奨学金を貸与した。

(2) 事業の効率性

本事業は、臨床研修修了後に産科又は精神科を志す者に 奨学金を貸与する事業であり、効果的・効率的に産科又は 精神科医を確保することができるものと考える。

6 特定診療科医師確保民間医師紹介業支援事業

(1) 事業の有効性
県外から産科及び精神科の医師招へいを図るため、民間
医師紹介業者の活動を支援した。
(2) 事業の効率性
本事業は、民間医師紹介業者の活動を県が支援する独自
性の高いものであり、効果的・効率的に産科又は精神科医
の医師招へいに資することができるものと考える。
7 県外医師誘致強化促進事業
(1) 事業の有効性
県外からの医師招へいに向け、民間医師紹介業者の活用
や新たに雇用した県外医師の事務作業負担の軽減、研究活
動の支援などに取り組む医療機関に対して補助した。
(2) 事業の効率性
事業実施に際し、医療機関への制度周知や医療機関から
の相談対応をきめ細かに行うことにより、効率的に成果を
あげることができたと考える。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	[No.25]	【総事業費】	
	院内保育事業補助金	65,556 千円	
事業の対象となる区域	全県		
事業の実施主体	病院等		
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☑終了		
背景にある医療・介護ニーズ	育児中の看護職員が安心して働くことができる環境を整備し、看護職員の離職防止と再就職支援を図る必要がある。 アウトカム指標: ・看護職員(常勤職員)の離職率の減少 【現状:7.5%(H28年)→ 7.0%(H31(R1)年)】 ・人口10万人当たり就業看護職員数(常勤換算)		
	・人口 10 万人当たり就業有護職員級 (吊勤換算) 【現状:1,213.3 人 (H28 年) → 目標:1,360.2(R2 年)】		
事業の内容(当初計画)	看護職員の離職防止と再就業支援を図るため、病院内保育 所を運営する病院に対し、保育士等の人件費の一部を補助 する。		
アウトプット指標(当初の目標値)	病院内保育所を利用する医療従事者【目標:	163 人】	
アウトプット指標(達成 値)	病院内保育所を利用する医療従事者:273人	(R1年)	
事業の有効性・効率性	 ・看護職員(常勤職員)の離職率 7.5%(H28年)→7.9%(H30年) ・人口10万人当たり就業看護職員数(常勤換算) 1,213.3人(H28年)→1,243.0人(H30年) (1)事業の有効性 		
	本事業の実施により、県内の病院内保育所図られ、看護職員等医療従事者の離職防止別員の再就業促進が図られたと考える。 (2)事業の効率性 院内保育所の運営に対する財政的な支援を関内における病院内保育所の設置が促進され育て世代等医療従事者の離職防止や潜在看記業につなげることができるものと考える。	を行うことで、 い、効率的に子	
その他	平成 27 年度: 22,860 千円 令和元年度: 20,844 千円		